

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(令和3年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘3】業務委託仕様書について</p> <p>当該事業は、勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業として、民間事業者による、東北の食材を活用するカフェ・レストラン「Route 227s ‘Cafe」の設置・運営を通じた東北や公園の魅力の発信を図るものである。</p> <p>当該事業の中で、Route 227s ‘Caféでのイベント実施における業務委託仕様書について、本来2021年と記載するべきところ、2020年と記載されるという誤りがあった。</p> <p>市担当者に確認したところ、2020年という記載は誤りである、との回答であった。</p> <p>単純な年度更新の誤りかもしれないが、業務委託仕様書の日付が誤りである場合、事業の実施期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない可能性がある。また、全体的な書類の信頼性にも疑義が生じうる。</p> <p>市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。</p>	<p>業務委託に係る起案書類作成時には、記載内容に誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、総務局文書法制課より各課室公所長に対し文書事務に係る留意事項についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和4年4月11日</p>	